



りそな銀行アジアニュース

2015年4月22日
りそな銀行 国際事業部

RESONA

【シンガポール駐在員事務所】

「マレーシアの新たな税制優遇策(その2)」

① 統括・管理本部の設立促進(その1からの続き)

適用要件	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内関連会社の活動に対する統括・管理業務、財務・資金調達などのサービスを提供する ➢ 払込資本金を250万リンギ以上有すること ➢ 物品の売買を業とする事業者の場合、年間の売上高が300万リンギを超えること ➢ 申請期限は、2015年5月1日～2018年4月30日 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人税率を減免する ➢ 適用期間は、5～10年
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1段階: <ul style="list-style-type: none"> ○ 15名以上の専門職者(月給が5,000リンギ以上)を雇用。適用開始から3年内に、半数をマレーシア人の雇用とすること ○ うち、3名の経営幹部の月給が25,000リンギ以上 ○ 最低年間支出が300万リンギ以上の経費を支出すること ○ マレーシア国外にある3ヶ国以上の拠点へ適格なサービスの提供及び管理を行う 	✓ 法人税率は10%の軽減税率を適用
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2段階: <ul style="list-style-type: none"> ○ 30名以上の専門職者(月給が5,000リンギ以上)を雇用。適用開始から3年内に、半数をマレーシア人の雇用とすること ○ うち、4名の経営幹部の月給が25,000リンギ以上 ○ 最低年間支出が500万リンギ以上の経費を支出すること ○ マレーシア国外にある4ヶ国以上の拠点へ適格なサービスの提供及び管理を行う 	✓ 法人税率は5%の軽減税率を適用
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3段階: <ul style="list-style-type: none"> ○ 50名以上の専門職者(月給が5,000リンギ以上)を雇用。適用開始から3年内に、半数をマレーシア人の雇用とすること ○ うち、5名の経営幹部の月給が25,000リンギ以上 ○ 最低年間支出が1,000万リンギ以上の経費を支出すること ○ マレーシア国外にある5ヶ国以上の拠点へ適格なサービスの提供及び管理を行う 	✓ 法人税が免除される

現行の事業本部(OHQ)、国際調達センター(IPC)、地域配送センター(RDC)の申請は、2015年5月1日から統括・管理本部(Principal Hub)の申請受付開始に伴い、4月末で終了する。

以上

【出 所:Press Release "Announcement of Guidelines for the New Tax Incentives under the Malaysian 2015 Budget" MIDA、】

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-2723
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載